

第 6 0 回 農 地 総 会 議 事 録

開 催 日 時	令和4年6月8日（水） 午後3時30分から	
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室	
出 席 委 員	西本 統洋 加藤 孝幸 植田 俊博 中島 義幸 久保田 彦昭 大野 哲 竹内 佳代 中島 正根 前田 眞作 上田 博 久保 壽美男 川澤 一博 矢野 強 池澤 誠 森田 浩明 山本 和正	以上16名
欠 席 委 員	大崎 恭久 廣井 千里 中村 富貴	以上3名
事務局出席者	近森事務局長 永野次長 竹内係長 柏井主任 山脇主任	以上5名
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件（賃借権設定） 第3号議案 農用地利用集積計画変更の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・非農地証明願の件 ・農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 	
備 考〔添付書類〕	○第60回農地総会議案書 ○現地案内図 ○今後のスケジュール（予定）	

<p>開 議 会 長</p>	<p>(上田 博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただいまより第60回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。欠席委員は大崎恭寿委員，廣井千里委員，中村富貴委員，3名です。 委員総数19名中16名の出席です。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき，本日の農地総会が成立することをご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第23条第2項におきまして，議事録には，議長及び総会において定められた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので，私の方で指名させていただきます。 署名委員は，中島義幸委員と前田眞作委員の2名にお願いいたします。</p>
<p>議 議 長 柏井主任</p>	<p>ただいまから，議案の審議を行います。 第1号議案，農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より，議案の説明をお願いします。 今日は，全体で2件の申請が出されております。議案書は3ページをご覧ください。 案件1は，高須大谷，登記地目田，現況畑，1,758㎡を，譲受人の希望による経営拡大のため，売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図は，No.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと，譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており，今回の申請地では，果樹及び野菜を栽培する予定とのこと。 農機具の保有状況については，噴霧器など計2台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり，農業に常時従事しており，また，別居の母も農業に常時従事しているため，取得後は効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響については，農薬の使用方法については，地域の防除基準に従い営農をするため，特に影響はないと考えとのこと。 なお，譲受人の現在の経営面積は2,765㎡で，下限面積要件を満たしていませんが，本案件の申請が許可になりますと，経営面積は4,523㎡となり，下限面積要件を</p>

満たすこととなります。

続きまして、案件2は、春野町弘岡中、田、575㎡外1筆、合計738㎡につきまして、譲受人が賃借権を設定している本件申請地を、売買により所有権を取得するという内容の申請です。

申請事由に記載されております混同についてご説明します。譲受人が申請地に対して既に賃借権等を有している土地の所有権を取得した場合、賃借権等と所有権が混同することとなるため、賃借権等は自動的に消滅し、所有権だけが残ることをいいます。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借り入れしている農地を全て耕作しており、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど計7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しているほか、妻と子供も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員会にご確認いただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議 長

第1号議案の説明が終わりました。

事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三、第四事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

続いて第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員

案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いします。

委 員

(意見・質問なし)

議 長

ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。

全ての案件につきまして許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員
議長

(異議なし)

それではそのように決定いたします。

続きまして、第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。今月は貸借権の設定のみの審議となっております。事務局より議案の説明をお願いします。

柏井主任

今月は、全体で9件の申請が出されております。

内訳は、利用権の新規設定が6件、更新設定が3件となっております。

それでは議案書6ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が10人、利用権の設定を受ける者が6人で、延べ10人となっております。

土地の内訳は、田が7筆で5,385㎡、畑が13筆で4774㎡、合計20筆で10,159㎡です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が18筆で8,950㎡、更新設定が2筆で1,209㎡となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書は7ページをご覧ください。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和4年7月1日となっております。

案件1については、更新の案件となりますが、申請の受付後、貸人がお亡くなりになり、申請地については借人が相続されることになるとの連絡が借人より本日、会の前に入りました。本申請については取り下げの意向であることを確認いたしましたので案件1については審議案件から外していただくようお願いします。

続きまして、案件2は、円行寺、登記地目田、現況畑、786㎡外1筆、合計1,155㎡を、5年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

続きまして議案書は9ページをご覧ください。

案件5は、布師田、田、919㎡外3筆、合計3,216㎡を、5年間貸すという貸借権の新規設定です。

続きまして、案件6から案件8は、借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

なお、借人の法人は、農地所有適格法人ではないため、農地が適正に利用されていない場合においては貸借を解除されるという解除条件付きの使用貸借権の設定となっております。そのため、法人の定款と登記事項証明並びに農地の貸借契約書と業務役員

のうち農業に常時従事する者の氏名を確認できる書類が添付されております。

案件6は、土佐山高川、畑、121㎡外1筆、合計607㎡を、議案書は10ページに移りまして、案件7は、土佐山東川、畑、228㎡外5筆、合計1,435㎡を、議案書10ページから11ページにまたがります案件8は、土佐山東川、登記地目田、現況畑、345㎡外2筆、合計1,577㎡を、3件ともに令和9年5月31日までの4年11か月間貸すという使用貸借権の新規設定です。

なお、案件7の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを、事務局にて確認しております。

続きまして、案件9は、春野町秋山、田、960㎡を、5年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、持分が2分の1を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和4年7月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議長 案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。

加藤委員 案件2について計画を妥当と認めました。

議長 次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。

森田委員 案件3と4については、計画を妥当と認めました。

議長 続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員 案件5から8について、計画を妥当と認めました。

議長 次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員 案件9については、計画を妥当と認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

加藤委員 案件9の「高知県吾川郡春野村秋山774番地」という表記は単なるミスか。

竹内係長 お答えいたします。この登記名義人につきましては、お亡くなりになられたのがかなり前のためと思われ、未だ名義が変わっていない状態です。新しい議案書の様式については登記名義人の住所とお名前がそのまま掲載されますので、ミスではなく登記が現在こうなっているということです。

加藤委員	登記が変わっていなければ、昔の表記で他の案件についても表記するというです すね。
竹内係長	左様でございます。
議 長	他にご意見ご質問ありませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件1を除く全ての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異 議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。 続きまして、第3号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。
柏井主任	今月は全体で1件の申請が出されております。 議案書は14ページをご覧ください。 案件1は春野町東諸木、田、1,598 m ² に5年間の賃借権を設定する計画で、令和4 年3月7日に開催されました第57回農地総会でご審議いただき、令和4年4月1日に 公告されていたものです。 本案件は、賃貸人と賃借人の合意のもと、設定期間を5年間から3年間に変更する こととなり、申出書が提出されたものです。 利用権の変更内容につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないこ とから、本会で変更が承認されますと、本日付で計画が変更されます。 以上で、第3号議案の説明を終わります。
議 長	第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。 案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいた します。
川澤委員	案件1について計画の変更を妥当と認めました。以上です。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。ただちに審議に入ります。ご意見やご質問ござ いましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 計画の変更を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	計画の変更を妥当なものと決定いたします。

柏井主任

議案外の報告を事務局より一括でお願いします。

議案外の案件について、まとめてご報告いたします。

まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は、16ページから19ページをご覧ください。

今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、旭と春野にまたがる案件が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、21ページから23ページをご覧ください。

今月は5件の届出が出されており、地区は初月が1件、潮江が2件、介良が2件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、25ページから29ページをご覧ください。

今月は11件の届出が出されており、地区の内訳は、秦が1件、三里が1件、長浜が5件、一宮が4件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

なお、案件1の申請地3筆のうち2筆は案件2の申請地と同一となっておりますが、土地の一部を建設用資材倉庫に転用し、倉庫以外の部分は貸駐車場に転用する申請となっております。

また、議案書27ページの案件4の申請地につきましては、一度5条届出の受理後、分筆後の地番での申請に変更したいとのことで、5条届出を取消し、再度、議案書29ページの案件10として分筆後の地番での届出が提出されております。

続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は31ページから32ページをご覧ください。

今月は1件の通知が出されており、地区は鴨田となっております。

当該案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。

議案書は34ページから37ページをご覧ください。

<p>議 長 大野委員</p> <p>竹内係長</p> <p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>今月は 11 件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が 2 件、鴨田が 2 件、五台山が 2 件、大津が 1 件、春野が 4 件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件についてご報告いたします。</p> <p>議案書は 39 ページから 40 ページをご覧ください。</p> <p>今月は、1 件の 5 条届出取消願が出されており、地区は一宮となっております。なお、本案件は、先ほど 5 条届出の中でご説明しました、分筆後の地番での届出の再提出のため、最初の届出を取り消す内容となっております。</p> <p>令和 4 年 4 月 20 日付で取消願が出され、同日付で受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告についてご意見やご質問があればお願いします。</p> <p>非農地証明の案件 5 番、6 番は地区別一覧では五台山になっているが、高須ではないか。</p> <p>地区別一覧が、五台山になっていますが高須の誤りです。失礼いたしました。</p> <p>他にご意見ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見ご質問ないようですので、議案外の報告について終わります。</p>
<p>事務局報告</p> <p>事務局</p> <p>永野次長</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>(総会開催期日、議案書の送達について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程表を基に現状の工程を説明し、当面、開催期日は現行どおり、議案書送達について速達発送で行うことを報告した。 <p>(地区の地図が欲しいという要望について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布地図を制作するにあたって、A3 サイズから A0 サイズまでの 3 サイズの参考資料を見てもらい、ご意見をいただいた。地番、所有者名が入っている資料が望ましいとの意見が多かったため、それらを踏まえてどのような期間で印刷できるか検討することを伝えた。 ・今後のスケジュールについて説明。 <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>

議長 委員	ご意見・ご質問がないようでしたら、事務局からの連絡を終わります。 その他として、何かご意見・ご質問はありませんか。 (意見・質問なし)
次回農地総会 議長	他にご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。 次回の農地総会は、令和4年7月7日(木)を予定しております。
閉 会 議長	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時10分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 4 年 6 月 28 日

議長 上田博

議事録署名委員 前田眞作

議事録署名委員 中島義幸

議事録作成者 山脇 佳仁